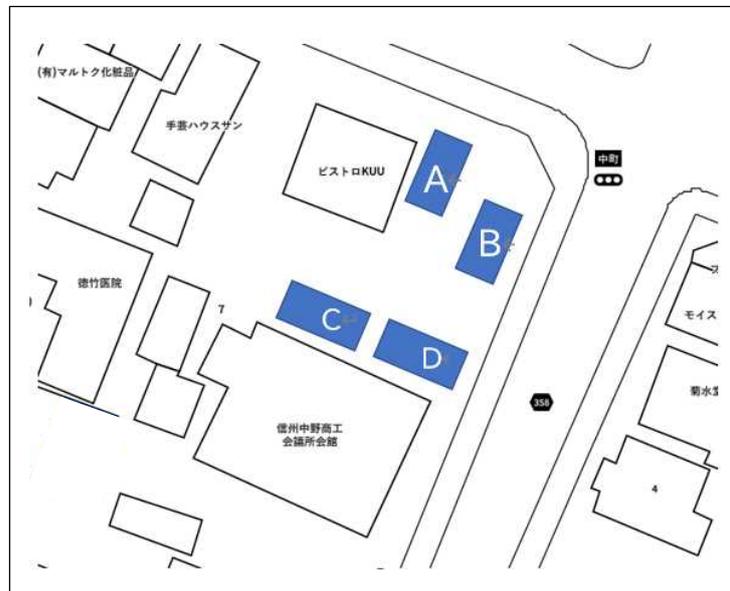


# 駐車場活用事業 出店要綱

- 1 出店期間** 令和7年5月～11月
- 2 出店時間** 平日 17:00～21:30 土日祝日 10:00～21:30  
時間内であれば、出店時間の短縮も可能です。各自で判断してください。  
ただし終了時間限度の21:30は厳守してください
- 3 出店日** 出店日は出店者の希望日とします。
- 4 出店場所** 商工会議所会館北側駐車場のA～Dの4区画とします。  
同じ場所で希望者が多数の場合は主催者で調整を取ります。



- 5 出店条件** 信州中野商工会議所の会員であること  
当出店規則を遵守できること
- 6 申込方法** 商工会議所の窓口来所又は電話で希望日を伝えて申し込んでください。

## 7 用意できるもの

信州中野商工会議所 貸出可能備品	単価	保有数
ガーデンセット (丸テーブルとイス4脚のセット)	無料	4セット
電源 (予備)	1000円/1日	2口

ガーデンセットは会館南側の車庫にありますので、自由に使ってください。  
原則として電源を使用する場合は、各自で発電機をご用意ください。  
上記以外の備品等は各自でご用意ください。

# 駐車場活用事業 出店要綱

## 8 販売品について

- (ア) 販売する食材は、安全が認められている食材を使用してください。
- (イ) 調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、食品表示（名称、期限表示、製造者、販売者等）を必ず表示してください。
- (ウ) 販売品及び、出店に関わる一切の責任を負うこととし、購入者に対して後日連絡を取れる体制を講じてください。
- (エ) 販売品以外の販売及び宣伝行為等（勧誘、政治活動、宗教活動等）は禁止します。

## 9 設備・店舗について

- (ア) 出店に必要なすべての費用等は出店者の負担とします。
- (イ) 商品の搬入、搬出、店の装飾、準備、片付け等は出店者各自で行って下さい。
- (ウ) 雨、風等の対策は出店者自身で対応して下さい。
- (エ) 出店者が持込んだ道具・器材及び出店上発生したゴミ類は、各自責任を持って必ずお持ち帰りください。出店者は、出店者の責務で出店スペースにゴミ箱を設置するとともに、適正に廃棄物処理（排水含む）を処理してください。
- (オ) 会場内電気設備、排水設備、水道設備はありません。
- (カ) BGM を流す場合は、周辺住民の迷惑にならないような音量としてください。苦情があった時は禁止とする場合もあります。
- (キ) 購入者が滞在できるようなテーブルやイスの設置は認めます。各自でご用意ください。
- (ク) 火気を使用する場合消火器を設置してください。
- (ケ) ブースで火気及び危険物（ガスボンベ等）を使用する場合、各出店者が安全管理に万全を期すようお願い致します。消火器・耐火板（耐火シート）を必ず持参・設置してください。

## 10 食品の取扱い及び許可等について

- (ア) 食品等の販売を行う場合は、事前に各出店者で保健所等の必要な許可を取得し、保健所等の指示に従ってください。
- (イ) 飲食物販売（露店営業・自動車飲食店営業）で出店の方は、イベント当日確認のため許可証をご提示いただく場合がございますので、必ず持参してください。
- (ウ) 食中毒対策に十分注意してください。食中毒等の防止の為、料理は早めに消費するよう、口頭もしくは注意書きを添える等で、お客様に注意を促してください。万が一、食中毒に関するトラブルが発生した場合、発生した出店者様とお客様間でのご対応となりますこと、ご承知おきください。

# 駐車場活用事業 出店要綱

(エ) 出店に起因する事故（火災や食中毒など）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む）は出店者が全責任を負い誠意を持って対応してください。商工会議所では一切責任を負いません。

## 1 1 その他

- (ア) 出店者は過失等により敷地内の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害について当所と協議の上弁償するものとします。
- (イ) 安全面・衛生面等の点から、出店者は主催者や警察、保健所、消防署の指導に従ってください。指示に従っていただけない場合、イベント中でも販売停止又は、退場して頂く場合があります。また、その指示により発生する売上損失への補償は一切致しません。
- (ウ) 出店者が他の出店者及びお客様に迷惑をかける行為を行った場合は、イベント中でも販売停止又は、退場となる場合があります。また、その指示により発生する売上損失への補償は一切致しません。
- (エ) 主催者は準備から撤去まで当イベント全期間を通じて、商品・出店に際して使用する機器等、盗難または破損が生じた場合、その原因如何を問わず損害の責任を負いません。したがって、出店者が必要と認められる物については損害賠償保険をかけるなど安全を図り、事故防止のために十分な注意と配慮をお願い致します。
- (オ) 主催者は搬入出時間を含むイベント期間中、天災等の不可抗力による盗難・紛失・破損等の被害に対する責任の一切を負いません。
- (カ) 名義貸しによる出店はできません。
- (キ) 売買については当事者間（販売者と購入者）の責任となります。

## 1 2 問合せ

信州中野商工会議所 担当 海野 TEL 0269-22-2191